

## 本 書 の 読 み 方

- 1 本書は、人口動態統計、医療統計、食中毒統計、各種業務統計等の結果を収録したものである。
- 2 本書の年間計は、原則として暦年（1月～12月）によって集計してあるが、一部年度（4月1日～翌年3月31日）によったものもある。
- 3 昭和50年発行の「島根県衛生統計書」から、表紙に表示してある年の内容のものを掲載することとした。
- 4 人口動態統計の数字は、次により表章されている。
  - ・出生、死亡、死産…島根県内に住所を有する日本人で、1月1日から12月31日に事件発生し、調査該当翌年の1月14日までに届出のあったものが対象  
出生は子の住所地、死亡は死亡した人の住所地、死産は母の住所地により集計
  - ・婚姻・離婚…夫婦双方または夫婦のどちらかが日本国籍を有する者で、調査該当年中に届出のあったものが対象  
婚姻は夫の住所地、離婚は別居する前の住所地により集計
- 5 平成13年の島根県保健統計書まで掲載していた母体保護統計については、平成14年度から衛生行政報告例に統合されたため、衛生行政報告例として本書に掲載する。
- 6 平成20年まで別に発行された島根県患者調査については、平成23年から本書に掲載する。
- 7 食中毒統計の数字は、事件発生地により集計されている。
- 8 感染症発生動向調査は、「感染症発生動向調査実施要領」に基づき、指定された感染症を診断した医師が保健所にその発生状況を報告することにより、その発生動向を把握するものである。全数を把握する疾患（一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症の一部、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症）と定点（島根県が指定する医療機関）で把握する疾患（五類感染症の一部及び感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症）とに分かれている。
- 9 感染症発生動向調査における結核患者数は医師からの発生届（発病していない患者等を含む）に基づいて集計し、「島根の結核」における結核患者数は発生届のあった患者のうち、発病している患者数のみを集計するため、数値が一致しない。
- 10 比率算出に用いた基礎人口は、原則として県統計調査課推計の平成28年10月1日現在の人口であるが、人口動態統計（全国、島根県）については、「第Ⅱ部 第2章 第43表 人口動態諸比率算出の分母人口」を、患者調査に係る基礎人口については、第3章に記載する人口を用いる。
- 11 統計表の記号の用法は次のとおりである。
  - 計数のない場合
  - ・ 統計項目のあり得ない場合
  - … 計数不明の場合
  - 0.0 比率が微小（0.05未満）の場合

## 用語の解説

### <人口動態>

#### ・自然増減

出生数から死亡数を減じたものをいう。

#### ・乳児死亡

生後1年未満の死亡をいう。

#### ・新生児死亡

生後4週未満の死亡をいう。

#### ・早期新生児死亡

生後1週未満の死亡をいう。

#### ・妊娠期間

出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による（昭和53年までは数えによる妊娠月数）。

早期：妊娠満37週未満（259日未満）

正期：妊娠満37週から満42週未満（259日から293日）

過期：妊娠満42週以上（294日以上）

#### ・死産

妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

#### ・自然死産と人工死産

人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をい、それ以外は全て自然死産とする。

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

（1）胎児を出生させることを目的とした場合

（2）母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

#### ・周産期死亡

妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

#### ・合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

#### ・世帯の主な仕事

農家世帯：農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯

自営業者世帯：自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

常用勤労者世帯（I）：企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で、勤め先の従事者数が1人～99人までの世帯（日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）

常用勤労者世帯（II）：常用勤労者世帯（I）にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々又は1年未満の契約の雇用

者はその他の世帯)

その他の世帯：上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯

無職の世帯：仕事をしている者のいない世帯

#### <患者調査>

##### ・受療の状況

傷病の診断・治療

傷病の診断、治療のための受診。

正常分娩（単胎自然分娩）

分娩のための受診。

正常妊娠・産じょくの管理

正常妊娠の管理、分娩後のケア及び検査のための受診。

健康者に対する検査・健康診断（査）・管理

健康な者に対する一般的検査・健康診断（査）及び管理のための受診。

＜例＞人間ドック、ツベルクリン反応検査、妊娠の確定していない妊娠検査、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法による健康診査、歯科検診等。

予防接種

予防接種のための受診。

＜例＞BCG、麻疹ワクチン等。

他の保健サービス

上記1～5以外の受診理由による受診。

＜例＞血液及び組織提供者、医療相談、アフターケア（義眼・義手・義足・コンタクトレンズ・手術治癒後の形成手術）、美容形成（二重まぶた等）、歯科の予防処置、診断書の交付等。

##### ・傷病分類

本調査における傷病の分類に当たっては、世界保健機関の「疾病、傷害及び死因の統計分類(ICD)」に基づき分類している。このICDは、医学の進展に伴い、約10年ごとに改訂が行われており、本調査においては、平成8年以降は第10回修正「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10 準拠）」を、平成20年から「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10（2003年版）準拠）」を用いている。この第10回修正ICDにおいては、分類体系の大幅な変更等があったため、ICD-9とICD-10については、傷病によっては時系列的に比較できない部分もある。

##### ・受療率

推計患者数を人口で除して人口10万対であらわした数。

$$\text{受療率(人口10万対)} = \frac{\text{推計患者数}}{\text{推計人口}} \times 100,000$$

##### ・退院患者平均在院日数

調査対象期間中（平成26年9月1日～30日）に退院した患者の在院日数の平均。

## <患者調査・医療施設調査・病院報告>

### ・医療施設の種類

病院…医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所…医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所…歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

なお、診療所には、医療法第 5 条の規定により医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事するものを含む。

### ・病院の種類

精神科病院…精神病床のみを有する病院

結核療養所…結核病床のみを有する病院

一般病院…上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院も除く）

### ・地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条）

### ・救急告示病院

「救急病院等を定める省令」（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院として知事が告示した病院

### ・病床の種類

精神病床…精神疾患有する者を入院させるための病床

感染症病床…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床…結核の患者を入院させるための病床

療養病床…病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床…精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

経過的旧その他の病床…旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 141 号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）

経過的旧療養型病床群…「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）

介護療養病床…療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

- ・在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に毎日 24 時現在在院している患者をいう。

- ・新入院患者・退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

- ・外来患者

新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、全てを合計したものをいい、同一患者が二つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科でカルテが作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取り扱う。

## 比 率 の 解 説

### <人口動態統計>

- ・出生率・死亡率・自然増減率・婚姻率・離婚率=  $\frac{\text{年間の事件数}}{10月1日現在人口} \times 1,000$
- ・乳児死亡率・新生児死亡率=  $\frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$
- ・周産期死亡率=  $\frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産 (出生+妊娠満22週以後の死産) 数}} \times 1,000$
- ・死産率=  $\frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産 (出生+死産) 数}} \times 1,000$
- ・死因別死亡率=  $\frac{\text{年間死因別死亡数}}{10月1日現在人口} \times 100,000$
- ・合計特殊出生率=  $\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \text{の } 15\text{ 歳から } 49\text{ 歳までの合計}$ 

(5歳階級で算出の場合は5倍する(都道府県別))

### <医療施設調査・病院報告>

- ・1日平均在院患者数=  $\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}*}$  \*平成28年は366日
- ・1日平均新入院・退院患者数=  $\frac{\text{年間新入院・退院患者数}}{\text{当該年の年間日数}*}$
- ・1日平均外来患者数=  $\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}*}$
- ・病床利用率=  $\frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{ の } 1月 \sim 12月 \text{ の合計}} \times 100$
- ・平均在院日数(療養病床以外)=  $\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times [\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数}]}$
- ・平均在院日数(療養病床)  
$$= \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times [\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床へ移された患者数}]}$$

### <食中毒統計>

- ・罹患率=  $\frac{\text{年間患者数}}{10月1日現在人口} \times 100,000$

## 主な保健統計関係調査（報告）一覧表

名 称	種 別	調 査 時 期	根 拠 法 令	備 考
人口動態調査	基幹統計	毎月	統計法、人口動態調査令	○
国民生活基礎調査	基幹統計	年1回（3年に1回大規模調査）	統計法、国民生活基礎調査規則	
患者調査	基幹統計	3年に1回	統計法、患者調査規則	○
受療行動調査	一般統計	3年に1回		
医療施設調査	基幹統計	毎月（動態調査）・3年に1回（静態調査）	統計法、医療施設調査施行規則	○
病院報告	一般統計	毎月（患者票）・年に1回（従事者票）	医療法施行令	○
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般統計	2年に1回	医師法、歯科医師法、薬剤師法	○
食中毒統計	一般統計	発生月	食品衛生法	○
感染症発生動向調査	一般統計	毎週・毎月	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	○
衛生行政報告例	一般統計	年に1回・隔年報もあり	地方自治法 第245条の4	○
地域保健・健康増進事業報告 (地域保健関係)	一般統計	年に1回	地域保健法	
地域保健・健康増進事業報告 (健康増進関係)	一般統計	年に1回	健康増進法	○
21世紀成年者縦断調査	一般統計	年に1回		
中高年者縦断調査	一般統計	年に1回		

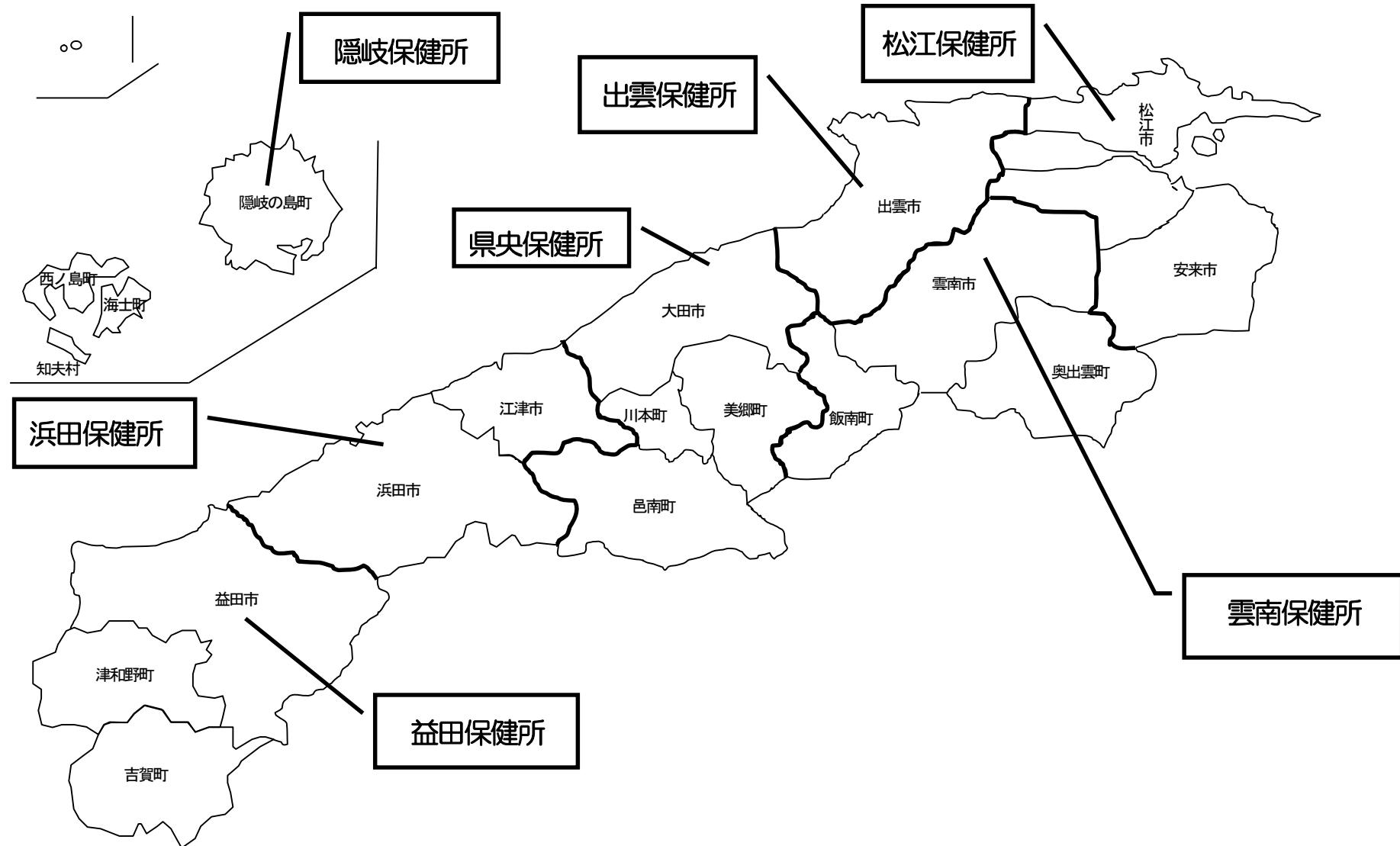
(注) 備考欄の○はこの統計書に掲載しているものをさす。

## 保健所・福祉事務所一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
松江保健所	松 江 市 東 津 田 町 1741-3	0852(23) 1313	松江市、安来市
雲南保健所	雲 南 市 木 次 町 里 方 531-1	0854(42) 9623	雲南市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
出雲保健所	出 雲 市 塩 治 町 223-1	0853(21) 1190	出雲市
県央保健所	大 田 市 長 久 町 ハ 7-1	0854(84) 9800	大田市、邑智郡（川本町、美郷町、邑南町）
浜田保健所	浜 田 市 片 庭 町 254	0855(29) 5537	浜田市、江津市
益田保健所	益 田 市 昭 和 町 13-1	0856(31) 9535	益田市、鹿足郡（津和野町、吉賀町）
隱岐保健所 (島前地域危機管理スタッフ) (島前保健環境課)	隱 岐 郡 隱 岐 の 島 町 港 町 塩 口 24 隱 岐 郡 西 ノ 島 町 大 字 別 府 字 飯 田 56-17	08512(2) 9701 08514(7) 8121	隱岐郡（隱岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）

※組織名及び管轄区域は平成 28 年 10 月 1 日現在の名称。

福祉事務所は、県内の全市町村に設置。



平成28年10月1日現在

	松 江 市	安 来 市	雲 南 市	奥 出 雲 町	飯 南 町	出 雲 市	大 田 市	川 本 町	美 郷 町	邑 南 町	江 津 市	浜 田 市	益 田 市	津 和 野 町	吉 賀 町	島 町	隠 岐 の 島 町	海 士 町	西 ノ 島 町	知 夫 村
保 健 所	松 江		雲 南			出 雲	縣 央				浜 田		益 田			隱 岐				
福 祉 事 務 所	松江市	安来市	雲南市	奥出雲町	饭南町	出雲市	大田市	川本町	美郷町	邑南町	江津市	浜田市	益田市	津和野町	吉賀町	島町	隠岐の島町	海士町	西ノ島町	知夫村
2次医療圏	松 江		雲 南			出 雲	大 田				浜 田		益 田			隱 岐				